

第2 許可申請等に必要な書類とその記載例

ア 建設業許可申請で用紙の定められた枠内に黒のボールペン、ゴム印等を使用し楷書で丁寧に記入してください。(電子データによる作成可)

イ 申請書等は様式第1号から順番に並べてください。(ホッチキス等で綴じこまないこと)

ウ 提出部数は次のとおりです。

知事許可 正本1通、副本1通(主要県土整備事務所提出分)

正本1通、副本2通(一般県土整備事務所提出分)

エ 知事許可の更新申請の受付は、許可期間満了の3ヶ月前から行われますが、遅くとも1ヶ月前には申請を行うようにしてください。なお、業種追加と同時に許可更新を申請する場合は、審査期間が一定期間必要ですので、更新日の2ヶ月前までに申請を行うようにしてください。

オ 提出先は申請者の所在地を所轄する県土整備事務所の建築指導課です。

所轄県土整備事務所は参考資料アの「福岡県内における書類の提出場所」(173、174頁)を参照してください。

1 新規許可申請（更新申請）を行う場合

建設工事の完成を請け負うことを営業とするには、建設業法第3条にもとづき、許可を受けなければなりません。

なお、軽微な建設工事のみ請け負って営業する場合は、必ずしも許可を受ける必要はありません。（第1表 軽微な建設工事（1頁））

この許可の有効期間は5年間です。したがって、継続して建設業を営もうとする場合、更新の許可を受ける必要があります。

〈記載例〉

建設業許可申請書（様式第1号）	42
役員等の一覧表（別紙一）	44
営業所一覧表（新規許可等）（別紙二(1)）	45
営業所一覧表（更新）（別紙二(2)）	48
営業所の写真提出用台紙	50
営業所技術者等一覧表（別紙四）	52
経営事項審査を受ける場合の工事経歴書の記載フロー	54
工事経歴書（様式第2号）	55
直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第3号）	59
使用人数（様式第4号）	61
誓約書（様式第6号）	62
常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第7号）	64
常勤役員等の略歴書（別紙）	67
常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	68
常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	73
健康保険等の加入状況（様式第7号の3）	74
営業所技術者等証明書（新規・変更）（様式第8号）	76
実務経験証明書（様式第9号）	79
指導監督的実務経験証明書（様式第10号）	80
建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号）	81
許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（様式第12号）	82
建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第13号）	83
株主（出資者）調書（様式第14号）	84
営業の沿革（様式第20号）	85
所属建設業者団体（様式第20号の2）	86
主要取引金融機関名（様式第20号の3）	87

00001

建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 3 年 7 月 1 日

所在地が登記上と事実上と異なる場合は、次のように二段書きする。

(例) (登記上) ○○市○○一丁目○番○号
(事実上) ××市××字××1番地1

枠の中は記入しないこと。

地方整備局長
北海道開発局長
福岡県知事 殿

福岡市博多区東公園7番7号
株式会社福岡組
代表取締役 福岡太郎

行政庁側記入欄	大臣 知事	コード	許可年月日
許可番号	項番	3	令和 11 年 13 月 15 日
申請の区分	3	1 新規格 4 業種追加 7 一般・特新規+更新 2 許可換え新規 5 更新 8 業種追加+更新 3 一般・特新規 6 一般・特新規+業種追加 9 一般・特新規+業種追加+更新	許可の有効 期間の調整
申請年月日	3	令和 03 年 05 月 07 日	4 2 (1. する) 2. しない

新規の場合は記入しない

許可を受けようとする建設業

申請時において既に許可を受けている建設業

商号又は名称のフリガナ

濁音、半濁音文字は「ギ」バのように1文字として記載する。

商号又は名称

この部分のフリガナは入らない。

代表者又は個人の氏名のフリガナ

代表者又は個人の氏名

主たる営業所所在地市区町村

主たる営業所所在地

市町村コード表(146頁)から記載すること。

郵便番号

ファックス番号

更新の場合は同じとなる。(1. 一般) 2. 特定

該当する業種のカラムに一般の場合は「1」特定の場合は「2」と記入する。

更新時に複数ある許可日の一つにまとめるときは「1」を、それ以外は「2」を記入

個人で支配人登記している場合のみ記載する。

姓と名の間は1カラム空ける。

市区町村に続くところから記入、「丁目」「番地」「号」については-(ハイフン)を用いて記載する。

-(ハイフン)で継ぎ左詰めで記載する。なお、携帯電話の番号は不可。

法人又は個人の別	3	1 (1. 法人) 2 (2. 個人)	資本金額又は出資総額	10	1 2 0 0 0 0 (千円)	法人番号	13	15	20	25	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
兼業の有無	3	1 (1. 有) 2 (2. 無)	建設業以外に行っている営業の種類								

許可換えの区分	3	1 (1. 大臣許可→知事許可) 2. 知事許可→大臣許可 3. 知事許可→他の知事許可)	大臣 知事	コード	3	旧許可年月日	11	13	15	旧許可年月日
旧許可番号	3	1 6	国土交通大臣 知事	許可	(般 特 -)	第	5	10	号	平成 11 年 13 月 15 日

役員等、営業所及び営業所技術者等（建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者及び同法第15条第2号に規定する特定営業所技術者をいう。以下同じ。）については別紙による。

連絡先

所属等 総務課

氏名 福岡次郎

電話番号 092-651-1111

ファックス番号 092-651-2222

カラム欄に記載する表記について
法人の場合：商号、代表者名は商業登記全部事項証明書等による
個人の場合：市町村の長の証明書による

記載要領

- 「地方整備局長 北海道開発局長 知事」、
「国土交通大臣 知事」及び「一般特」については、不要のものを消すこと。
- 「申請者」の欄は、この申請書により許可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 太線の枠内には記入しないこと。
- で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設業□□のように左詰めで記入すること。
- 02「申請の区分」の欄の「許可の有効期間の調整」の欄は、この申請書により許可を申請する時に、既に許可を受けている建設業の全部について許可の更新の申請を行い許可の有効期間の満了の日を同一とする場合は「1」を、しない場合は「2」をカラムに記入すること。
- 04「許可を受けようとする建設業」の欄は、この申請書により許可を受けようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 05「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により許可を申請する時に既に許可を受けている建設業があれば6と同じ要領で記入すること。
なお、更新の申請の場合は、04「許可を受けようとする建設業」の欄及び05「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄の両方に記入すること。
- 06「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はジのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 07「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例 □(株)A建設
□B建設(有)□)

種 類	略 号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

福岡県内は本手引きの175頁市町村コード表を参照してください。

本手引きの174頁国土交通大臣・都道府県知事コード表を参照してください。

- 08「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はジのように1文字として扱うこと。
- 09「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
- 10「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 11「主たる営業所の所在地」の欄は、12により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば霞ヶ関2-1-13のように記入すること。
- 12のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111のように左詰めで記入すること。
- 13「資本金額又は出資額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。
- 14「許可換えの区分」の欄並びに16「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、現在許可を受けている行政庁以外の行政庁に対し新規に許可を申請する場合にのみ記入すること。

「旧許可番号」の欄の「大臣 知事 コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

記載要領

- 1 太枠の枠内には記入しないこと。
- 2 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 3 8 3及び8 8「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 「変更前」の欄は、既に営業している建設業がある場合は同様の要領により記入すること。
- 4 8 5「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、従たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ従たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
 - 5 8 6「従たる営業所の所在地」の欄は、4により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば 〇 〇 〇 〇 2 - 1 - 1 3 □ のように記入すること。
 - 6 8 7のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば 0 3 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1 □ のように左詰めで記入すること。

営 業 所 一 覧 表 （ 更 新 ）

	営業所の名称	所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
			特定	一般
主たる営業所	本 店	〒812-1111 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 TEL 092-651-1111	土・建・と・ 舗・園	管・機
従たる営業所	北九州支店	〒803-0812 北九州市小倉北区室町 1 丁目 1 - 1 TEL 093-561-4131	建	管

主たる営業所以外で建設業を営む営業所をすべて記載する。

従たる営業所がない場合は「該当なし」と記載する。

- 1 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 2 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領 6 の表の（ ）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

営業所の名称 :

所有区分の別 : 自己所有・賃貸借

新規申請、業種追加の申請、更新申請、承継等の認可申請、営業所の所在地変更の届出時に必要
建設業許可を有する営業所について必要(支店含む)

外観全景	令和 年 月 日 撮影
<p>建物の全景を撮影してください。 その際、看板等を確認できるようにして下さい。 (看板等が入らない、小さくなるような場合には 看板等を別に撮影してください)</p>	

入口付近	令和 年 月 日 撮影
<p>表札等(営業所名等)を確認できるように撮影して下さい。</p>	

営業所の名称及び撮影年月日を記入してください。

この用紙以外に写真を貼付する場合等(デジタルカメラで撮影したものを印刷した場合は、用紙(A4)に、営業所名、撮影場所、撮影日等を明記して下さい。

営業所の名称：

所有区分の別：自己所有・賃貸借

内部全景	令和 年 月 日 撮影
<p>電話、机等什器備品を確認できるように撮影して下さい。</p>	

建設業の許可票	令和 年 月 日 撮影			
<p>建設業法第40条に規定する標識を 記載内容が判読できるように撮影してください。 (新規許可申請の場合には必要ありませんが、 営業所の新設の場合には必要です)</p> <p><参考> 建設業法第40条の規定により店舗に掲げる標識 (建設業法施行規則 様式第28号)</p>				
35cm以上	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	一般建設業又は 特定建設業の別	許可を受けた 建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣 知事	許可()第 号	
	国土交通大臣 知事	許可()第 号		
	国土交通大臣 知事	許可()第 号		
	この店舗で営業 している建設業			
40cm以上				
<p>記載要領 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。</p>				

営業所の名称及び撮影年月日を記入してください。

この用紙以外に写真を貼付する場合等(デジタルカメラで撮影したものを印刷した場合は、用紙(A4)に、営業所名、撮影場所、撮影日等を明記して下さい。

営 業 所 技 術 者 等 一 覧 表

令和 3 年 7 月 1 日

営業所の名称	フリガナ 営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本 店	フ 岡 太 郎 福 岡 一 郎	土-7	1 1
〃	フ 岡 一 郎 福 岡 一 郎	建-7	2 0
北九州支店	イ 飯 塚 八 郎 福 岡 花 子	電-1	0 1
〃	フ 岡 花 子 福 岡 花 子	管-4	0 2

業種追加の場合は
該当する技術者以
外は記載不要

記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二(1)「営業所一覧表(新規許可等)」又は別紙二(2)「営業所一覧表(更新)」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が営業所技術者等となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の()内に示された略号とを- (ハイフン) で結んで記載すること。

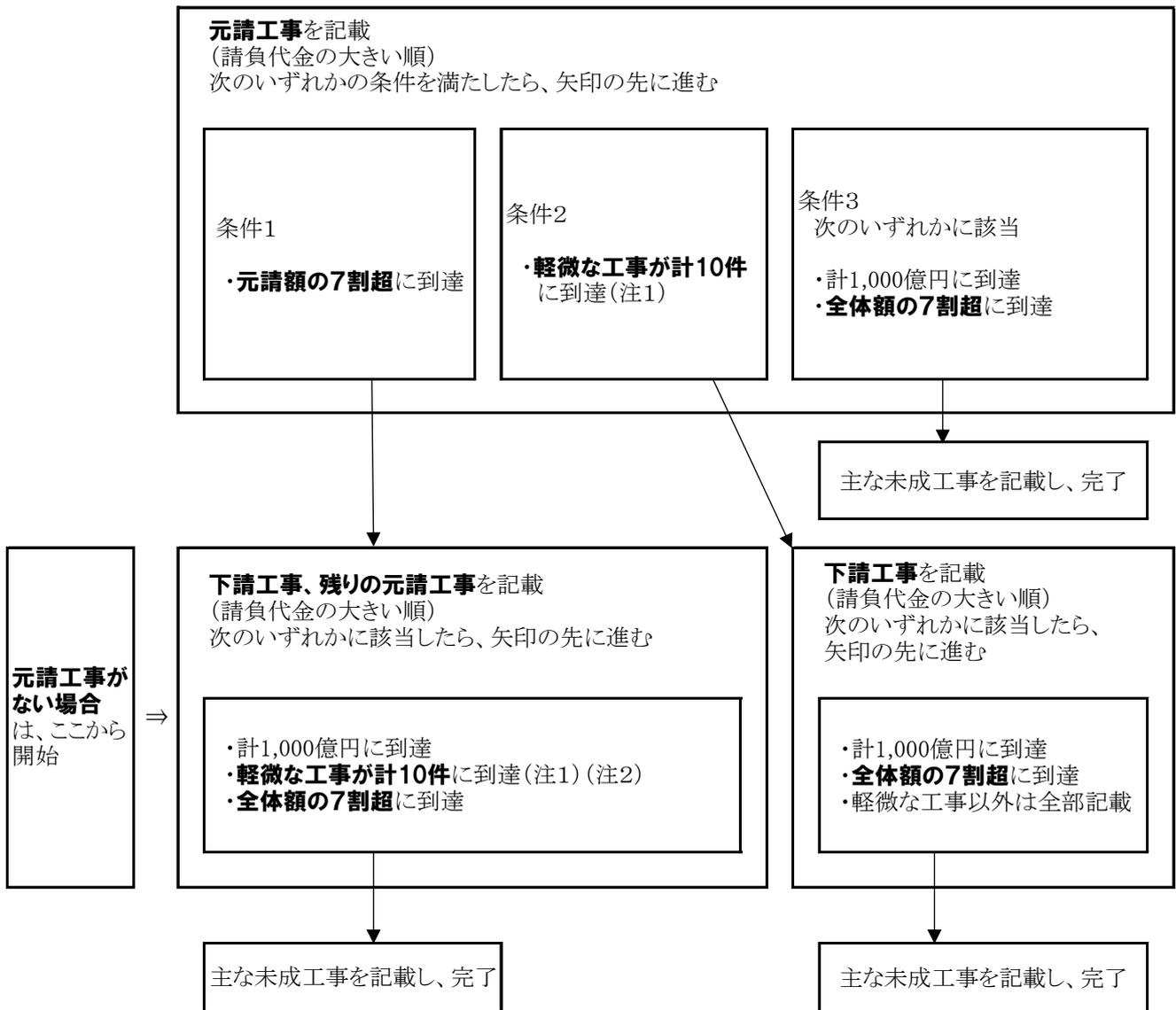
- 一般建設業の場合
 - 「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当
 - 「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当
 - 「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当
- 特定建設業の場合
 - 「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
 - 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
 - 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が営業所技術者等として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表(二)の分類に従い、該当するコードを記載すること。

本手引きの176頁有資格コード一覧表を参照してください。

経営事項審査を受ける場合の工事経歴書の記載フロー 【税抜額で記載】



(注1) 500万円未満の工事(建築一式は1500万円未満)
(注2) 元請の軽微な工事と、下請の軽微な工事を合計した数

◆条件1の例(単位:千円)
(元請額 40,000 (7割:28,000), 全体額 80,000 (7割:56,000))

	元請1	9,000	} 元請工事を記載 (請負代金の大きい順)
	元請2	8,500	
	元請3	8,000	
元請額の7割超に到達	元請4	7,500	
	下請1	8,000	} 下請工事、残りの元請工事を記載 (請負代金の大きい順)
	下請2	7,500	
	元請5	7,000	
全体額の7割超に到達	下請3	6,500	
	完了		

◆条件2の例(単位:千円)
(元請額 70,000 (7割:49,000), 全体額 150,000 (7割:105,000))

	元請1	5,500	
	元請2	4,500	(軽微1)
	元請3	4,400	(軽微2)
	元請4	4,300	(軽微3)
	元請5	4,200	(軽微4)
	元請6	4,100	(軽微5)
	元請7	4,000	(軽微6)
	元請8	3,900	(軽微7)
	元請9	3,800	(軽微8)
	元請10	3,700	(軽微9)
軽微な工事が計10件に到達	元請11	3,600	(軽微10)
	下請1	30,000	
	下請2	25,000	
全体額の7割超に到達	下請3	20,000	
	完了		

工事の施工中に、配置技術者が変更になった場合には、変更前の者を含む全ての者を記載

工事経歴書

該当がある場合○を付す

（建設工事の種類） **土木一式** 工事 （ 税込 ・ **税抜** ← ）

記載要領3(1)の場合は税抜に○を付け消費税抜きを記載

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額		工期	
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所にレ印を記載）	千円	うち ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着工年月	完成又は完成予定年月
(完成工事)							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
国土交通省 〇〇地方整備局	元請		〇〇高架橋上部 その1工事	〇〇県 〇〇〇市	福岡志郎	レ	68,000 千円	68,000 千円	令和 3年 2月	令和 3年 9月
〇〇県	元請	JV	〇〇橋梁 整備工事	〇〇県 〇〇町	福岡太郎	レ	30,000 千円	10,000 千円	令和 3年 6月	令和 3年10月
〇〇県	元請		〇〇ダム 築造工事	〇〇県 〇〇〇市	福岡三郎	レ	(10,000) 40,000 千円	(0) 0 千円	令和 3年10月	令和 4年 9月
(株)〇〇建設	下請		〇〇マンション 建設用地造成工事	〇〇県 〇〇町	福岡志郎	レ	120,000 千円	0 千円	令和 3年10月	令和 4年 3月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
(主な未成工事)							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
〇〇県	元請		国道〇〇号道路改良工事	〇〇県 〇〇市			45,000 千円	0 千円	令和 3年12月	令和 5年 3月
国土交通省 〇〇地方整備局	元請		国道〇〇号〇〇共同溝 その3工事	〇〇県 〇〇町			30,000 千円	0 千円	令和 3年10月	令和 5年 9月

工事進行基準を採用している場合

未完成工事については、配置技術者氏名の記載は不要

小計	件	千円	千円	うち 元請工事	千円	千円
合計	50 件	1,103,100 千円	520,000 千円	うち 元請工事	1,053,600 千円	120,000 千円

左欄のうち
・PC
・法面処理
・鋼橋上部
の額を記載

工 事 経 歴 書

実績のない工種の記載例

（建設工事の種類） 土木一式、とび・土工・コンクリート、管、舗装、水道施設、解体 工事 （ 税込 ・ 税抜 ）

注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及 び市区町村名	配 置 技 術 者		請 負 代 金 の 額		工 期	
					氏 名	主任技術者又は監理技 術者の別（該当箇所に 印を記載）		うち、 （ ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部 ）	着 工 年 月	完成又は 完成予定年月
						主任技術者	監理技術者			
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
			実績なし							

実績のない工種については、1枚にまとめて記載できます。

小 計	件	千円	千円	うち 元請工事	
				千円	千円

合 計	件	千円	千円	うち 元請工事	
				千円	千円

本手引きの2頁第2表の建設工事の種類欄を参照してください。



記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。 ← 下記3(1)の場合は、税抜に丸を付け、代金の額をすべて税抜で記載してください。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。
記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。
 - (1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合
 - ① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - ③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
 - (2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合
主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 7 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載すること。
- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があった場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事に該当し主任技術者を配置しなかった場合はその旨を記載すること。
- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

※法人の場合1期ごとに3年分記載します。 ※個人の場合は、直前3年間で1年毎に3年分記載します。営業年度は1月1日から12月31日迄です。

様式第三号 (第二条、第十三条の二、第十三条の三関係)

(用紙A4)

許可申請業種又は許可業種すべてについて記載すること。
※建設業許可申請書(様式第1号)の業種の並び順に1業種ごと記載すること。

直前3年の各事業年度における工事施工金額

(税込・税抜/単位:千円)

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計	
			土木一式	工事	建築一式	工事			とび土工
第〇期 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	元請	公共	44,900		43,500		0	3,200	
		民間	0		77,700		23,500	1,000	
	下請	公共	155,100		28,800		6,500	0	
		民間	200,000		150,000		30,000	4,200	
第〇期 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	元請	公共	18,000		8,000		0	2,200	
		民間	62,000		28,500		2,500	0	
	下請	公共	46,000		27,500		7,700	0	
		民間	126,000		64,000		10,200	2,200	
第〇期 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	元請	公共	948,600		218,300		7,300	485,000	
		民間	105,000		19,000		0	0	
	下請	公共	49,500		15,200		20,800	0	
		民間	1,103,100		252,500		28,100	485,000	
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共							
		民間							
	下請	公共							
		民間							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共							
		民間							
	下請	公共							
		民間							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共							
		民間							
	下請	公共							
		民間							

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「(単位:千円)」とあるのは「(単位:百万円)」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

記載例では、許可に係る建設工事が7種類あるため合計は次頁に合算して記載。

◎前ページの続き

様式第三号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

許可申請業種又は許可業種以外の建設工事の施工高を記載すること。
また、直前決算期で該当がある場合は、様式第二号も提出すること。

（用紙A4）

直前3年の各事業年度における工事施工金額

（税込・税抜／単位：千円）

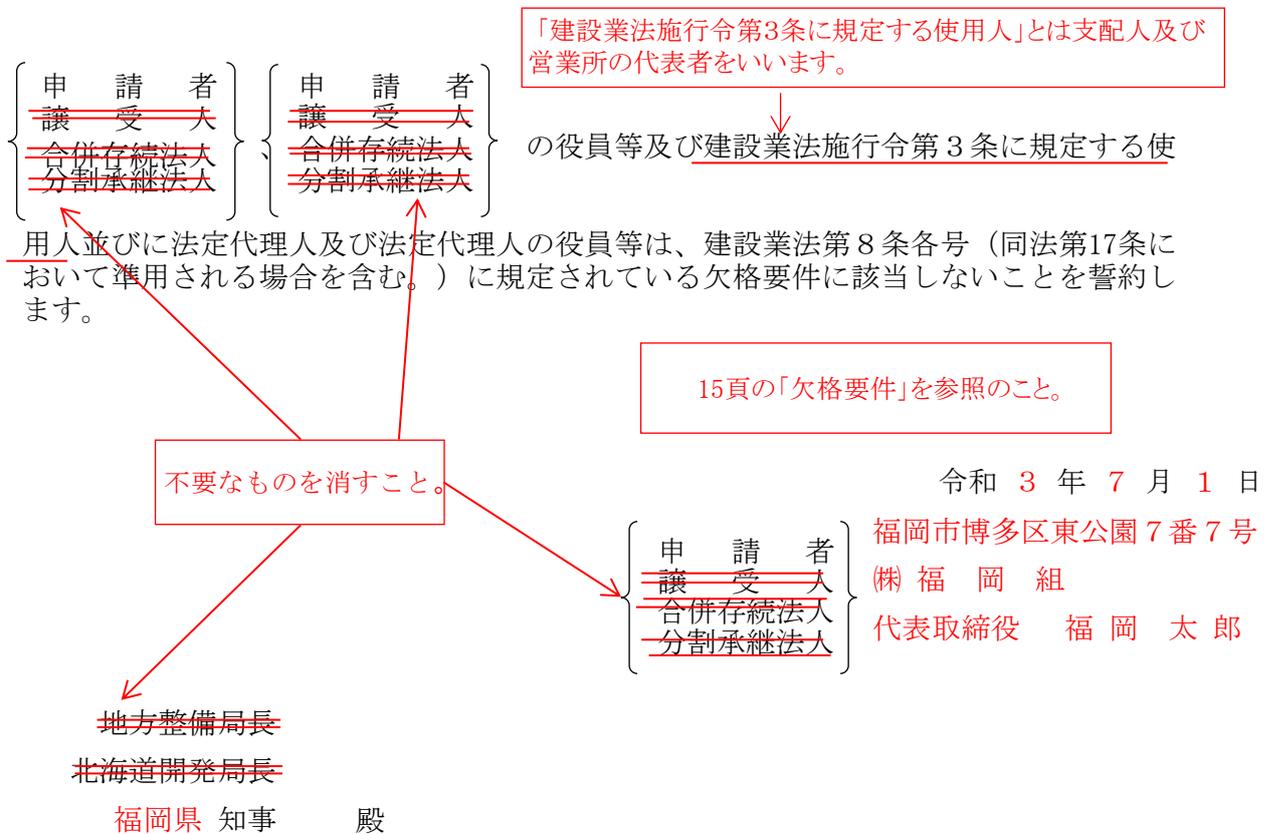
事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			舗装工事	機械器具設置工事	造園工事	工事		
第〇期 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	元請	公共	0	4,900	0		0	96,500
		民間	10,000	0	9,200		600	122,000
	下請		0	0	6,100		0	196,500
	計		10,000	4,900	15,300		600	415,000
第〇期 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	元請	公共	0	0	0		0	28,200
		民間	2,350	1,850	2,350		1,350	100,900
	下請		300	6,150	1,450		0	89,100
	計		2,650	8,000	3,800		1,350	218,200
第〇期 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	元請	公共	0	68,000	22,600		0	1,749,800
		民間	0	15,000	0		1,750	140,750
	下請		4,800	23,000	2,500		2,500	118,300
	計		4,800	106,000	25,100		4,250	2,008,850
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

この欄の金額は、添付してある損益計算書の完成工事高と一致します。
計、合計は1円単位で計算した後、千円未満を切り捨てた額を記載。

誓 約 書



記載要領

申請者
譲受人
合併存続法人
分割承継法人

「申請者
譲受人
合併存続法人
分割承継法人」

「地方整備局長
北海道開発局長
知事」

については不要なものを消すこと

[注意事項]

- 1 「建設業法施行令第3条に規定する使用人」とは、建設工事の請負契約の締結及びその履歴に当たって一定の権限を有すると判断される者すなわち、支配人及び営業所（本店を除く。）の代表者で、「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」（様式第11号）に記載するものをいいます。
- 2 「法定代理人」とは、未成年が法律行為を行う場合に、同意を得ることが必要とされる法律上の代理権を有する者をいいます。未成年が建設業の営業を行う場合には、法定代理人を選任しなければなりません。
- 3 「法第8条各号」及び「法第17条において準用される法第8条各号」に規定されている欠格要件とは、次のものをさします。
 - (1) 破産者で復権を得ないもの
 - (2) 不正の手段により許可を受けて許可行政庁からその許可を取り消され、又は情状が特に重い場合若くは営業の停止の処分等に違反して許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
 - (3) 許可の取り消し処分を免れるため廃業の届出を行い、その届出の日から5年を経過しない者
 - (4) 上記(3)の届出があった場合に、許可の取り消し処分に係る聴聞の前60日以内に当該届出に係る法人の役員若しくは令第3条に規定する使用又は個人の令第3条に規定する使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者
 - (5) 建設業法に違反して許可行政庁から営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - (6) 許可を受けようとする建設業について営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
 - (7) 禁錮以上の刑に処せられ、又は建設業法若しくは建設工事の施工や建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの（建築基準法、宅地造成等規制法、都市計画法、景観法に違反して工事の施工、工作物の除去等を命ぜられたにもかかわらず、この命令に従わなかった場合及び労働基準法の強制労働の禁止等、中間搾取の排除、職業安定法の労働者供給事業の禁止、労働者派遣法の労働者派遣事業の禁止の規定に違反した場合）により又は刑法の一定の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられた場合で、刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - (8) 建設業法、又は一定の法令の規定（※2）に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
※2 「一定の法令の規定」とは次に掲げるもの
 - ・ 建築基準法、宅地造成等規制法、都市計画法、景観法、労働基準法、職業安定法、労働者派遣法の規定で政令で定めるもの
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
 - ・ 刑法第204条、第206条、第208条、第208条ノ2、第222条又は247条
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律
 - (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（(12)において「暴力団員等」という。）
 - (10) 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの
 - (11) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が(1)から(8)まで又は(10)（法人で役員のうち(1)から(4)まで又は(6)から(8)までのいずれかに該当者のあるものに係る部分に限る）のいずれかに該当するもの
 - (12) 法人で、その役員又は令第3条に規定する使用人のうちに、前記(1)(2)(3)(4)(6)(7)(8)に該当する者のあるもの（ただし、(2)に該当する者は許可を取り消される以前から、(3)又は(4)に該当する者は当該届出がされる以前から、(6)に該当する者は営業を禁止される以前から、建設業者であるその法人の役員又は令第3条に規定する使用人であった者は除かれる。）
 - (13) 個人で、令第3条に規定する使用人のうちに、前記(1)(2)(3)(4)(6)(7)(8)に該当する者のあるもの（ただし、(2)に該当する者は許可を取り消される以前から、(3)又は(4)に該当する者は当該届出がされる以前から、(6)に該当する者は営業を禁止される以前から、建設業者であるその個人の令第3条に規定する使用人であった者は除かれる。）
 - (14) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 4 「申請者」の欄は、建設業許可申請書（様式第1号）の記載要領2により記載します。

「 地方整備局長
5 北海道開発局長 については、いずれか不要のものを消します。
知事」

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ

- (1)
(2)
(3)

(1) 経營業務の管理責任者としての経験が5年以上
(2) 経営者に準ずる地位(経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る)としての経験が5年以上
(3) 経営管理者の補佐経験が6年以上

経験の有することを証明します。

役職名等 取締役
証明を受ける期間の役職名を記載する。

経験年数 平成23年5月から平成31年5月まで満8年
経験年数は、原則、確認資料で確認できる年数と合わせる。

証明者と被証明者との関係 元役員
証明者の立場から見た被証明者との関係を記載する。

備考 (例) 許可年月日 平成26年5月20日
許可番号 福岡県知事(般-26)第0000号
許可業種 建築工事業

経験年数は、原則、確認資料で確認できる年数と合わせる。

経験年数は、原則、片月落としたが、月の初めから始まり月末で終わるものについてはこの限りでない。

証明者が申請者以外で許可業者である場合は、許可番号等を記載する。

実際に証明を受けた年月日 令和3年6月25日

証明者は原則として証明する期間に在職していた法人の代表者、又は個人事業主とする。なお、これらの者の証明を得ることができない正当な理由(法人の解散等)があり、やむを得ず自己証明する者については、「備考」欄にその理由を記載すること。

柳川市三橋町大字今古賀8-1
(株)柳川工務店
代表取締役 柳川五郎

証明者

(2) 下記の者は、許可申請者(の常勤の役員)
(本大)
(の支配大)
で建設業法第7条第1号

- (1)
(2)
(3)

に該当する者であることに相違ありません。

令和3年7月1日

地方整備局長
北海道開発局長
福岡県知事 殿

申請者
届出者

福岡市博多区東公園7番7号
(株)福岡組
代表取締役 福岡太郎

申請又は届出の区分 1 7 1 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

更新・業種追加・般特新規等で現在証明されている者のままとする場合

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣コード 3
国土交通大臣知事許可(般特)第 5 10 号
許可年月日 令和 11 13 15 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 フ ク
氏名 2 0 福岡 一郎
住所 福岡市博多区東公園7-7
元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]
生年月日 S 2 9 年 0 7 月 2 3 日

◎【変更前】

氏名 2 1
生年月日 13 14 16 18 日
元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]

備考

常勤役員等の略歴については、別紙による。

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ(1)に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 事業主(平成22年1月～平成26年12月)、代表取締役(平成27年1月～平成31年7月)

経験年数 平成23年1月から平成31年7月まで、満8年6月

証明者と被証明者との関係 役員

備考 平成27年1月1日 法人へ組織変更のため、一括して証明し

証明者は原則として証明する期間に在職していた法人の代表者、又は個人事業主とする。
なお、同一の事業所であれば一括しての証明で可です。
(略歴書、営業の沿革にも同内容での記載あり)
関係のない事務所の経験は、証明者別に作成してください。

証明を受ける期間の役職名を記載する。

修正

経験年数は、原則、片月落としたが、月の初めから始まり月末で終わるものについてはこの限りではない。

令和3年7月15日

北九州市八幡西区則松3-7-1
(株)佐藤工務店

証明者 代表取締役 佐藤次郎

(2) 下記の者は、許可申請者(の常勤の役員)で建設業法第7条第1号(1)に該当する者であることに相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
福岡県 知事 殿

令和3年7月15日

新規は届出者を、変更は申請者を消す。

北九州市八幡西区則松3-7-1
(株)佐藤工務店
申請者 代表取締役 佐藤次郎
届出者

申請又は届出の区分 項番 3
1 7 1 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

更新・業種追加・般特新規等で現在証明されている者のままとする場合

大臣コード 3
許可番号 1 8 3
国土交通大臣 許可(般特)第 5 10 号
令和 11 年 13 月 15 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 サ ト
氏名 2 0 佐 藤 次 郎
住所 北九州市八幡西区則松〇-〇-〇
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 S 4 5 年 1 1 月 0 9 日

◎【変更前】

氏名 2 1
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 年 月 日

備考

常勤役員等の略歴については、別紙による。

建設業法第7条第1号イに掲げる常勤役員等は、この様式で作成する。

常勤役員等の略歴書

現住所	福岡市博多区東公園7番7号		現住所と住民票の住所が異なる場合は、2段書きする。 住民票の住所が遠隔地の場合は、現在の住居の契約書の写し等を添付する。
氏名	福岡一郎	生年月日	昭和29年7月23日生
職名	代表取締役		
	期間	従事した職務内容	
職	自 S 50 年 4 月 1 日 至 S 61 年 3 月 31 日	実父茂につき家業建築見習	
	自 S 61 年 4 月 1 日 至 H 13 年 6 月 2 日	同上 現場監督	
	自 H 13 年 6 月 3 日 至 H 20 年 3 月 31 日	父茂死亡につき柳川工務店の事業継承事業主	
	自 H 20 年 4 月 1 日 至 H 22 年 4 月 30 日	(株)柳川工務店に組織変更 取締役就任 (常勤)	
	自 H 22 年 5 月 1 日 至 R 1 年 7 月 1 日	(株)柳川工務店 取締役退任 (株)福岡組 役員就任 現在に至る	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
歴	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
賞罰	年 月 日	賞罰の内容	
		なし	
上記のとおり相違ありません。			
令和 3 年 7 月 1 日		氏名 福岡一郎	

役員等の場合、常勤か非常勤か()で記入する。

①現在に至るまでの職歴を記載すること。特に建設業に関するものはすべて記載してください。
②ただし、申請時に他社の取締役、代表取締役を兼ねている場合は、建設業に関係なくても記載してください。

その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」と記載します。

記載要領
「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

被証明者1人につき、証明者別に作成する。

規則⑥の要件で申請する場合には、様式第七号に代えて本様式を提出すること。

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 (第一面)

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号ロ⁽¹⁾に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等	取締役 ← 証明を受ける期間の役職名を記載する。	経験年数は、原則、確認資料で確認できる年数と合わせる。
経験年数	平成27年4月から令和2年9月まで 満5年5月	経験年数は、原則、片月落としたが、月の初めから始まり月末で終わるものについてはこの限りでない。
証明者と被証明者との関係	役員 ← 証明者の立場から見た被証明者との関係を記載する。	
備考	(例) 許可年月日 平成26年5月20日 許可番号 福岡県知事(般-26)第〇〇〇〇号 許可業種 建築工事業	実際に証明を受けた年月日 令和3年4月1日

証明者は原則として証明する期間に在職していた法人の代表者、又は個人事業主とする。なお、これらの者の証明を得ることができない正当な理由(法人の解散等)があり、やむを得ず自己証明する者については、「備考」欄にその理由を記載すること。

証明者 柳川市三橋町大字今古賀8-1
(株)柳川工務店
代表取締役 柳川五郎

(2) 下記の者は、許可申請者⁽¹⁾で第7条第1号ロ⁽²⁾に該当する者であることに相違ありません。

令和3年4月1日

地方整備局長
北海道開発局長
福岡県知事 殿

(1) 建設業の役員等の経験2年以上、かつ、役員等又は役員等に次ぐ職制上地位の経験5年以上
(2) 役員等の経験5年以上、かつ、建設業の役員等の経験2年以上

申請者 福岡市博多区東公園7番7号
届出者 (株)福岡組
代表取締役 福岡太郎

申請又は届出の区分 項番 3
1 7 1 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

更新、追加、般特新規申請の場合は、「3」を記載する。

変更の年月日 令和 年 月 日

更新・業種追加・般特新規等で現在証明されている者のままとする場合

大臣コード 国土交通大臣 知事 許可(般-)第 号 許可年月日 令和 年 月 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 フ ク 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 2 0 福 岡 一 郎 生年月日 S 2 9 年 0 7 月 2 3 日

住 所 福岡市博多区東公園7-7

◎【変更前】

現住所と住民票の住所が異なる場合は、2段書きする。
住民票の住所が遠隔地の場合は、現在の住居の契約書の写し等を添付する。

氏 名 2 1 生年月日 年 月 日

備考 常勤役員等の略歴については、別紙による。

常勤役員等を補佐する者は、同一の者が複数の常勤役員等を直接に補佐する者を兼ねる場合であっても、それぞれの業務経験ごとに作成する。

(第二面)

被証明者1人につき、証明者別に作成する。
※第三面(労務管理)・第四面(業務運営)も同様に作成する。

(用紙A4)

(3) 下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

申請会社において、5年以上建設業の財務管理の業務経験を有した期間を記載する。
(労務管理第三面・業務運営第四面も同様)
※証明者が証明できる期間。
※会社設立後5年未満の場合、申請の対象外。

補佐者は、申請日時点において常勤役員等(規則⑩)を直接に補佐する者でなければならない。(組織図・事務決裁規定等で確認)

令和 3 年 4 月 1 日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
福岡県知事 殿

申請者
届出者 福岡市博多区東公園7番7号
(株)福岡組
代表取締役 福岡太郎

役職名等 財務部長
経験年数 平成27年4月から令和2年9月まで 満5年5月
証明者と被証明者との関係 社員
備考

(疎明資料の参考)
・申請会社が建設業を行ってきたことを確認するための書類
法人税・消費税申告書(5年分で年1件)契約書等(5年分で年1件)、商業登記
・補佐者の事業部門が建設業に関する事業部門であることを確認するための書類
業務分掌規程その他これに準ずる書類
・役員等の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した者であることを確認するための書類
当時の組織図、過去の稟議書(5年分で年1件)、その他これに準ずる書類
・財務・労務・業務に関する業務経験の期間を確認するための書類
人事発令書その他これに準ずる書類及び5年の在職確認として社会保険証又は年金記録
・常勤役員等を直接に補佐することが確認できる書類
組織図、事務決裁規定

申請又は届分の区分 2 2 1 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更年月日 令和 年 月 日

大臣
知事 コード

許可番号 2 3 国土交通大臣 許可(一般-) 第 号 令和 年 月 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ 2 4 フ ク 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏 名 2 5 3 福 5 岡 3 三 10 郎 生年月日 13 14 2 年 16 0 4 月 18 2 3 日
住 所 現住所と住民票の住所が異なる場合は、2段書きする。
住民票の住所が遠隔地の場合は、現在の住居の契約書の写し等を添付する。

◎【変更前】

氏 名 2 6 3 5 10 生年月日 13 14 年 16 月 18 日

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

(第三面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の労務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

第二面の記載要領を参考にしてください。

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者
届出者 _____

役職名等

経験年数 年 月から 年 月まで 満 年 月

証明者と被証明者との関係

備考

申請又は届出の区分 2 7 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣知事コード 国土交通大臣知事許可(一般-)第 号 許可年月日 令和 年 月 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ 2 8 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 2 9 生年月日 年 月 日

住 所 _____

◎【変 更 前】

氏 名 3 0 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 年 月 日

備考
常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

(第四面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の業務運営の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

第二面の記載要領を参考にしてください。

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者
届出者 _____

役職名等

経験年数 年 月から 年 月まで 満 年 月

証明者と被証明者との関係

備考

申請又は届出の区分 3 1 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣
知事 コード

許可番号 2 3 3 国土交通大臣 許可 (一般) 第 号 許可年月日 令和 年 月 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ 3 2 3 _____ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 3 3 3 5 10 _____ 生年月日 年 月 日

住 所 _____

◎【変 更 前】

氏 名 3 4 3 5 10 _____ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 年 月 日

備考
常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

記載要領

- 1 この証明書は、被証明者1人について証明者別に作成すること。
- 2 (1)の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者（法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人）とすること。また、証明者が建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。

ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができる。この場合にあっては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。

なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載を省略することができる。
- 3 「

(1)
(2)

」、

の常勤の役員
本人
の支配人

」、

「地方整備局長
北海道開発局長
知事」、

「申請者
申出者」

「国土交通大臣
知事」

及び「

「般
特

」については、不要のものを消すこと。
- 4

--

--

--

--

で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 5

--

--

「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。

「1. 新規」・・・ 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等としての証明を行う場合

「2. 変更」・・・ 現在証明されている常勤役員等に変更があった場合

「3. 常勤役員等の更新等」・・・ 常勤役員等について、現在証明されている者のままとする場合

また、「1. 新規」、「3. 常勤役員等の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄に記入し、「2. 変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。
- 6 (2)の「変更の年月日」の欄は、5により

--

--

の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、(3)の「変更の年月日」の欄は、10により

--

--

の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、変更した年月日を記載すること。
- 7

--

--

「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、5により

--

--

の「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、

--

--

「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、10により当該

--

--

の直前の

--

--

、

--

--

又は

--

--

「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、申請又は届出時に受けている許可について記入すること。

「許可番号」の欄の「

大臣
知事

」コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば

--

--

--

--

--

--

又は

--

月

--

日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 8

--

--

、

--

--

、

--

--

又は

--

--

「氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば

--

又は

--

のように1文字として扱うこと。
- 9

--

--

、

--

--

、

--

--

、

--

--

及び

--

--

「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば

--

--

--

--

のように左詰めで文字をカラムに記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば

--

月

--

日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 10

--

--

、

--

--

及び

--

--

「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。

「1. 新規」・・・ 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等を補佐する者としての証明を行う場合

「2. 変更」・・・ 現在証明されている常勤役員等を補佐する者に変更があった場合

「3. 常勤役員等の更新等」・・・ 常勤役員等を補佐する者について、現在証明されている者のままとする場合

また、「1. 新規」、「3. 常勤役員等を補佐する者の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等を補佐する者の更新等】の欄に記入し、「2. 変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等を補佐する者の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。
- 11 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、常勤役員等を直接に補佐する者それぞれについて別紙2を作成し、提出すること。

建設業法第7条第1号に掲げる常勤役員等を直接に補佐する者は、この様式で作成する。

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

現住所	福岡市博多区東公園7番7号			現住所と住民票の住所が異なる場合は、2段書きする。 住民票の住所が遠隔地の場合は、現在の住居の契約書の写し等を添付する。
氏名	福岡 三郎	生年月日	昭和 42 年 4 月 23 日生	
職名	財務部長 ← 現在の役職名を記入する。(現在の組織図・事務決裁規定等で常勤役員等を直接に補佐する立場)			
職歴	期間	従事した職務内容		
	自 S 63 年 4 月 1 日 至 年 月 日	株式会社福岡土建に入社し本店総務課にて勤務 (財務管理、労務管理等に従事)		
	自 H 12 年 4 月 1 日 至 H 17 年 3 月 31 日	同上 総務課経理係長 (従業員の勤怠管理、社会保険関係手続等の労務管理に従事)		
	自 H 17 年 4 月 1 日 至 H 26 年 3 月 31 日	同上 総務課長 (経営方針等の策定等の業務運営に従事)		
	自 H 26 年 4 月 1 日 至 年 月 日	同上 総務部長 (資金調達等の財務管理に従事) 現在に至る		
	自 年 月 日 至 年 月 日	<ul style="list-style-type: none"> ・現在に至るまでの職歴を記載すること。特に建設業に関するものはすべて記載してください。 ・5年以上の建設業の財務管理、労務管理、業務運営の実務経験については具体的に記入する。 ・補佐者の人数分それぞれ作成する。 		
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日	<ul style="list-style-type: none"> ・疎明資料が揃い客観的に証明できる期間(規則⑩補佐者としての要件を満たす5年以上の財・労・業の経験)について、通算して下記のとおりそれぞれ分かるように記入してください。 		
	自 年 月 日 至 年 月 日	財務管理経験・・・計5年5月 業務運営経験・・・計6年		
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	賞罰	年月日	賞罰の内容	
		なし		
		その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」と記載します。		
上記のとおり相違ありません。				
令和 3 年 7 月 1 日		氏名 福岡 三郎		

記載要領
「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
 (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があったので、届出をします。

令和 3 年 7 月 1 日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
 福岡県 知事 殿

福岡市博多区東公園 7 番 7 号
 申請者 (株)福岡組
~~届出者~~ 代表取締役 福岡 太郎

許可年月日

許可番号 知事 許可 (般 特 _____) 第 _____ 号 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

(営業所毎の保険加入の有無)

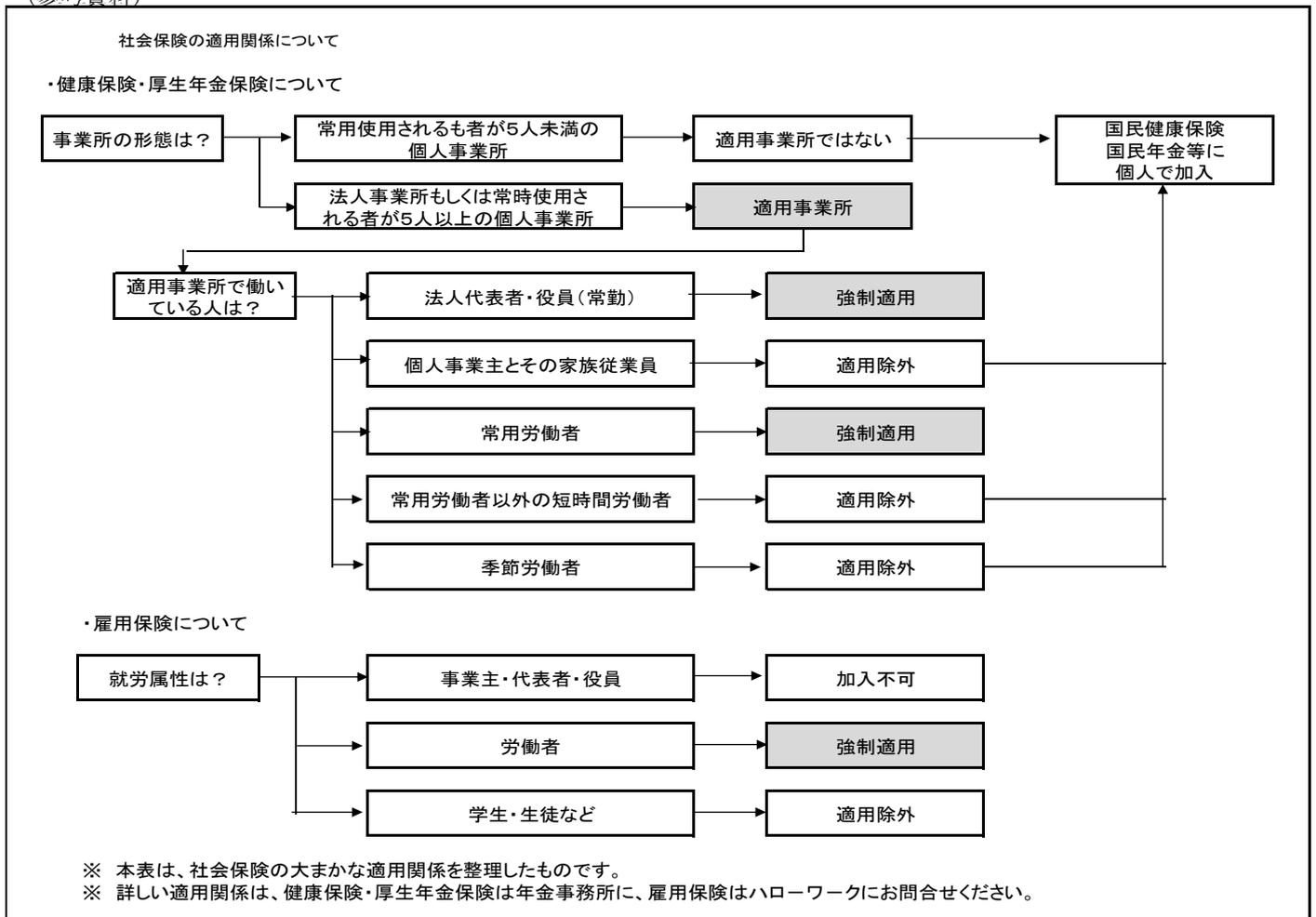
営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
本 社	18人 (4人)	1	1	1	健康保険	〇〇〇 〇〇〇
北九州営業所	8人 (0人)	3	3	3	健康保険	本社一括
					厚生年金保険	本社一括
					雇用保険	本社一括
					健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
					健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
合計	26人 (4人)					

記載要領

- 1 この表は、次の(1)及び(2)の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
- (1) ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合
 ②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合
 ③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合
 ④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合
 ⑤既に受けている建設業の許可についてその更新を申請する場合
 ⑥法第17条の2若しくは法第17条の3の規定により建設業者としての地位を継承した者又は法第17条の3の規定により建設業としての地位の継承の認可の申請をする者がその加入状況を提出する場合
- 「申請者」
- この場合、「(1)」を○で囲み、の「届出者」の「届出者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、許可若しくは継承の認可の申請の際又は建設業者としての地位の継承後の加入状況を記入すること。
- (2) ①既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があった場合
 ②新たに営業所を追加した場合
- 「申請者」
- この場合、「(2)」を○で囲み、の「届出者」の「申請者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、変更後の加入状況を記入すること。
- 「地方整備局長
 北海道開発局長」 「国土交通大臣 及び「般 については、不要のものを消すこと。
 知事」 知事」 特」
- 3 「申請者」
 「届出者」の欄は、この表により建設業の許可の申請等をしようとする者(以下「申請者」という。)の他にこの表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

- 4 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 5 「営業所の名称」の欄は、別記様式第二十二号の五別紙二、別記様式第二十二号の七別紙二、別記様式第二十二号の八別紙二又は別記様式第二十二号の十別紙二に記載した順に記載すること。
- 6 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)を記載すること。()内には、役員又は個人事業主(同居の親族である従業員を含む。)の人数を内数として記載すること。
- 7 「保険加入の状況」の「健康保険」の欄については、適用事業所となったことについての日本年金機構又は健康保険組合に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険法の適用が除外される場合は「2」を、健康保険法(大正11年法律第70号)第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。)については「3」を記入すること。
- 8 「保険加入の状況」の「厚生年金保険」の欄については、適用事業所となったことについて日本年金機構に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険法の適用が除外される場合は「2」を、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。)については「3」を記入すること。
- 9 「保険加入の状況」の「雇用保険」の欄については、適用事業所となったことについて公共職業安定所の長に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険法の適用が除外される場合は「2」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「3」を記入すること。
- 10 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては健康保険組合名)を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。
- 11 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。
- 12 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。

(参考資料)



記載要領

- 1 この証明書は、次の(1)から(5)までの場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
- (1) ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合
 ②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合
 ③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合
 ④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合
 この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「届出者」を消すとともに、**6 1**「区分」の欄に「1」を記入すること。
 - (2) 許可を受けている建設業について現在証明されている者が営業所技術者等となっている建設業の種類又はその者の有資格区分に変更があった場合
 この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「届出者」を消すとともに、**6 1**「区分」の欄に「2」を記入すること。
 - (3) 許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等に加えて、又はその者に代えて新たな者を営業所技術者等として証明する場合
 この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「届出者」を消すとともに、**6 1**「区分」の欄に「3」を記入すること。
 - (4) 許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等がこの証明書の提出を行う建設業者の営業所技術者等でなくなった場合(その者がこれまで営業所技術者等となっていた建設業について、新たに営業所技術者等となる者があり、当該新たに営業所技術者等となる者を上記(2)又は(3)に該当する者として同時に届け出る場合に限る。)
 この場合、「(2)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「届出者」を消すとともに、**6 1**「区分」の欄に「4」を記入すること。
 なお、許可を受けている一部の業種の廃業若しくは営業所の廃止に伴い既に証明された営業所技術者等を削除する場合又は法第7条第2号若しくは法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合には、届出書(別記様式第22号の3)を用いて届け出ること。
 - (5) 許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等が置かれる営業所のみに変更あった場合
 この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、**6 1**「区分」の欄に「5」を記入すること。
 なお、婚姻等により氏名の変更があった場合は、変更後の氏名につき上記(3)に該当するものとして、変更前の氏名につき上記(4)に該当するものとみなして、それぞれ作成し、提出すること。

2 「建設業法第7条第2号」「地方整備局長」「建設業法第15条第2号」「北海道開発局長」「国土交通大臣 知事」及び「一般 特」については、不要のものを消すこと。

3 「申請者 届出者」の欄は、この証明書により建設業の許可の申請等をしようとする者(以下「申請者等」という。)の他にこの証明書を作成した者がある場合には申請者等に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

4 □□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

5 **6 2**「許可番号」の欄の「大臣 知事 コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表(一)の分類に従い、該当するコードを記入すること。また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は例えば**0 0 1 2 3 4**又は**0 1月 0 1日**のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

6 **6 3**「フリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば**ギ**又は**バ**のように1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば**建 設 □ 大 郎 □ □**のように左詰めで文字をカラムに記入し、その上欄にフリガナを記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば**0 1月 0 1日**のようにカラムに数字を記入するに当たっての空位のカラムに「0」を記入すること。

7 **6 4**「今後担当する建設工事の種類」の欄は、**6 1**「区分」の欄に「4」を記入した場合を除き、建設業許可申請書(別紙様式第一号)別紙二(1)「営業所一覧表(新規許可等)」の「営業しようとする建設業」の欄に記入した建設業のうち、証明しようとする技術者が今後営業所技術者等となる建設業に係る建設工事すべてについて、次の分類に従い、該当する数字を次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

・一般建設業の場合	・特定建設業の場合
「1」・・・・・・法第7条第2号イ該当	「2」・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号イ該当
「4」・・・・・・法第7条第2号ロ該当	「3」・・・・・・法第15条第2号ロ該当(同号イと同等以上)
「7」・・・・・・法第7条第2号ハ該当	「5」・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
	「6」・・・・・・法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)
	「8」・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
	「9」・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事(土)	鋼構造物工事(鋼)	熟絶縁工事(絶)
建築一式工事(建)	鉄筋工事(鉄)	電気通信工事(電)
大工工事(大)	舗装工事(舗)	造園工事(園)
左官工事(左)	しゅんせつ工事(しゅ)	さく井工事(井)
とび・土工・コンクリート工事(と)	板金工事(板)	建具工事(具)
石工事(石)	ガラス工事(ガ)	水道施設工事(水)
屋根工事(屋)	塗装工事(塗)	消防施設工事(消)
電気工事(電)	防水工事(防)	清掃施設工事(清)
管工事(管)	内装仕上工事(内)	解体工事(解)
タイル・れんが・ブロック工事(タ)	機械器具設置工事(機)	

本手引きの174頁国土交通大臣・都道府県知事コード表を参照してください。

本手引きの176頁有資格コード一覧を参照してください。

また、「現在担当している建設工事の種類」の欄は、**6 1**「区分」の欄に、「1」、「2」、「4」又は「5」を記入した場合(記載要領1(1)①に該当する場合を除く。)に、現在証明されている営業所技術者等についてこれまで営業所技術者等となっていた建設業に係る建設工事すべてを、同様の要領により記入すること。

8 **6 5**「有資格区分」の欄は、証明しようとする技術者が営業所技術者等として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分(第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分)について別表(二)の分類に従い、該当するコードを記入すること。

9 「変更、追加又は削除の年月日」の欄は、**6 1**「区分」の欄に、「2」、「3」、「4」又は「5」を記入した場合に、変更、追加又は削除をした年月日を記入すること。

10 「営業所の名称(旧所属)」の欄は、現在証明されている営業所技術者等である場合に限り、この証明書の提出前に所属していた営業所の名称を記載し、「営業所の名称(新所属)」の欄は、この証明書の提出後に、営業所技術者等として所属する営業所の名称を記載すること。

実務経験証明書

一人が複数の業種をいずれも実務経験で担当する場合、担当する期間の重複は認められません。

下記の者は、**機械器具設置** 工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 3年 7月 1日

証明者が許可を持つ業者の場合、許可番号を記載してください。
 許可年月日 平成26年5月10日
 許可番号 福岡県知事（般一26）第〇〇〇号
 許可業種 (管) (機)

証明者の立場から見た技術者との関係を記載します。
 (例) 役員、社員、使用人、従業員等

原則として使用者が証明者となります。

福岡市東区箱崎2丁目〇一〇
 (株) 〇〇〇〇
 代表取締役 〇〇 〇〇

証 明 者

被証明者との関係

元従業員

記

技術者の氏名	齋藤 二郎	生年月日	昭和35年11月15日	使用された期間	H11年1月から H31年3月まで
使用者の商号又は名称	(株) 〇〇〇〇				
職名	実務経験の内容			実務経験年数	
現場監督	機械器具設置工事の施工、監督			H21年3月からH31年3月まで	
				年 月から 年 月まで	
	(1) 〇〇〇(株) 〇〇工場プラント設備工事			年 月から 年 月まで	
	(2) 〇〇ビルエレベーター設置工事			年 月から 年 月まで	
	(3) 〇〇団地〇〇棟ビルエレベーター設置工事			月まで	
	(4) 〇〇ビル立体駐車場設備工事			月まで	
	(5) 〇〇ビルエレベーター設置工事			月まで	
	(6) 〇〇〇工場プラント設備工事			月まで	
	(7) 〇〇工場集塵機器設備工事			年 月から 年 月まで	
	(8) 〇〇ビルエレベーター設置工事			年 月から 年 月まで	
	(9) 〇〇団地〇〇棟エレベーター設置工事			年 月から 年 月まで	
	(10) 〇〇ビル立体駐車場設置工事			年 月から 年 月まで	
				修正 年 月から 年 月まで	
				月まで	
				月まで	
				月まで	
				年 月から 年 月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合計 満 10年 0月	

長年にわたって建設工事が続く場合には、その年の代表的な工事の件名を記載します。
 ・実務経験10年以上で申請する場合は、10行以上（10件以上）の記載となること
 ただし、実務経験の証明が1年の場合、3件以上の工事の件名を記載してください。
 ・工事の内容は、業種が分かるように具体的に記載すること。
 ・記載された工事の契約書、注文書等は、1年につき1件以上写しを提出すること。

①使用者の証明を得ることができない場合の例
 ・平成〇年〇月 会社解散のため自己証明します。
 ・平成〇年〇月 事業主死亡のため自己証明します。
 ②証明者の商号が組織変更のため個人、法人の商号がある場合には、以下の内容を記載すること
 ・平成〇年〇月 法人へ組織変更のため一括して証明します。

経験年数は、原則、片月落としたが、月の初めから始まり月末で終わるものについてはこの限りではない。

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

経験年数は、原則、確認資料で確認できる年数と合わせる。

◎ この証明を必要とする技術者は、特定建設業の許可を受ける場合です。
 このことから、一般建設業の技術者資格を前提に、さらに指導監督的な経験（建築工事の設計または施工の全般について、工事現場責任者（監督者）のような資格で指導監督した経験）を必要としています。

様式第十号（第十三条関係）

（用紙A4）

指導監督の実務経験証明書

下記の者は、**機械機器設置** 工事に関し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 3 年 5 月 15 日

原則として証明期間当時の
 使用者による証明

福岡市東区〇〇 2-54-1
 〇〇〇〇（株）

証 明 者 代表取締役 〇 〇 〇 〇

許可年月日 令和〇〇年〇月〇日

許可番号 〇〇〇（特-〇〇）第〇〇〇〇〇〇号

許可業種 (電) (機)

被証明者との関係 使用人

証明者の立場からみた被証明者との関係を記載する。

記

技術者の氏名	〇 〇 〇 〇	生 年 月 日	昭和〇年〇月〇日	使用された期間	H 5 年 1 月から H29 年 5 月まで
使用者の商号 又は名称	〇 〇 〇 〇 (株)				
発注者名	請負代金の額	職 名	実 務 経 験 の 内 容	実 務 経 験 年 数	
〇〇〇〇(株)	55,000千円	現場監督	〇〇〇〇(株)本社ビル エレベーター設置工事	H24年 1月 から 24年 3月まで 2	
福岡県知事	60,000千円	〃	〇〇団地エレベーター設置工事	H24年 4月 から 24年 8月まで 4	
福岡県住宅 供給公社	46,000千円	〃	〇〇団地〇棟 〃	H24年 9月 から 24年12月まで 3	
福岡市長	50,000千円	〃	〇〇団地 〃	H26年 1月 から 26年 7月まで 6	
都市再生機構 九州支社	135,000千円	〃	〇〇団地〇棟 〃	H27年 1月 から 27年10月まで 9	
(株)〇〇〇〇	70,000千円	〃	〇〇〇〇(株)九州支社ビル 〃	H28年12月 から 29年 2月まで 2	
	千円			年 月 から 年 月まで	
	千円			月 から 年 月まで	
	千円			月 から 年 月まで	
	千円			年 月 から 年 月まで	
	千円			年 月 から 年 月まで	
	千円			年 月 から 年 月まで	
	千円			年 月 から 年 月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合計 満 2 年 2 月	

元請工事のものに限られます。なお、記載された工事について、工事請負契約書の原本を確認させていただきます。

工事請負契約書の原本で確認できる施工期間を正確に記入すること。

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事（平成6年12月28日以前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日以前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの）1件ごとに記載すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

経験年数を合計して満2年以上になることが必要です。

許可申請者 （ 法人の役員等
~~本人~~
~~法定代理人~~
~~法定代理人の役員等~~
） の住所、生年月日等に関する調書

現住所	福岡市博多区東公園7番7号		
氏名	福岡太郎	生年月日	昭和37年4月5日生
役名等	代表取締役（常勤）← 常勤・非常勤の別を記載する。		
賞罰	年月日	賞罰の内容	
	個人事業主の場合は事業主と記載する。	なし ← 建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」と記載します。	
上記のとおり相違ありません。			
令和3年7月1日		氏名 福岡太郎	

記載要領

- 1 「（ 法人の役員等
~~本人~~
~~法定代理人~~
~~法定代理人の役員等~~
）」については、不要のものを消すこと。
- 2 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 3 株主等については、「役名等」の欄には、「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 4 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 5 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 6 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

[注意事項]

- 1 この調書は、許可申請者が法人である場合には、建設業許可申請書(様式第1号)の別紙1の「役員等の氏名及び役名等」に記載した役員等全員について作成します。許可申請者が個人である場合には申請者本人(法定代理人を含む。)について作成します。
- 2 「（ 法人の役員等
~~本人~~
~~法定代理人~~
~~法定代理人の役員等~~
）」については、許可申請者が法人である場合には、「本人」と「法定代理人」と「法定代理人の役員等」を消し、許可申請者が個人である場合には、「法人の役員等」と「法定代理人」又は「法定代理人の役員等」を消します。
- 3 「賞罰」の欄には、建設業についての行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がない場合には「なし」と記載します。

69頁「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」に記載した者全員について作成すること。ただし役員を兼ねている者については、許可申請書の住所、生年月日等に関する調書をもってこれに代えることができます。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

現住所	北九州市小倉北区城内1番1号		
氏名	佐藤一郎	生年月日	昭和40年8月20日生
営業所名	北九州支店 ←	所属する営業所の名称を記入する。	
職名	支店長		
賞罰	年月日	賞罰の内容	
		なし ←	
		建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」と記載します。	
上記のとおり相違ありません。			
令和3年7月1日		氏名 佐藤一郎	

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

株 主 （ 出 資 者 ） 調 書

株主（出資者）名	住 所	所有株数又は出資の価額
福岡太郎	福岡市博多区東公園7-7	5,000株
福岡一郎	同上	3,000株
福岡花子	同上	2,000株
飯塚八郎	居所 福岡市東区箱崎1-18-1 佐賀市城内1-〇-〇	1,000株
佐藤一郎	北九州市小倉北区城内1-1	1,000株
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: fit-content;">株主又は出資者が法人である場合には、その商号又は名称を、個人である場合には、その者の氏名を記載する。</div>		<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: fit-content;">株数を記載するときは、「〇〇株」とし、出資の価額を記載するときは「〇〇円」とその単位を記載する。</div>

記載要領

この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	S	24年	1月	1日	福岡組創業 事業主 福岡茂	
	S	56年	6月	3日	福岡茂死亡につき事業継承 福岡組 事業主 福岡太郎	
	S	63年	4月	1日	組織変更により (株)福岡組設立 資本金1,000万円	
	H	12年	6月	1日	資本金1,000円を4,000万円に増資	
	H	14年	6月	1日	北九州支店開設	
	H	18年	6月	1日	資本金4,000万円を12,000万円に増資	
	年	月	日	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> ① 個人から法人に組織変更した場合は、個人で営業していた時から記載してください。個人で事業を引き継いだ場合は、前の事業主から記載すること。 ② 「創業以降の沿革」の欄には、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等も記載する。 </div>		
	年	月	日			

建設業の登録及び許可の状況	S	42年	7月	1日	福岡県知事登録(カ)第〇〇〇号 業種(建)(園) ←建設業法に基づく最初の登録	
	S	48年	1月	15日	福岡県知事許可(般-48)第〇〇〇〇号 業種(建)(園) ←建設業法に基づく最初の許可	
	S	63年	6月	15日	(法人の)最初の許可 福岡県知事許可(般-63)第〇〇〇〇号 業種(土)(建)(と)(ほ)(園)	
	H	14年	10月	1日	業種追加 福岡県知事許可(般-14) 業種(管)(機)	
	H	15年	6月	14日	般特新規 福岡県知事許可(特-15)第〇〇〇〇号 業種(土)(建)(と)(ほ)(園)	
	年	月	日	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> ① 最初の許可年月日、許可番号、許可業種、その後の業種追加を記載する。 ② 更新の記載は、省略することができる。 ③ 「業種追加+更新」など一本化の場合は省略できない。 ④ 失効や廃業についても記載すること。 </div>		
	年	月	日			
	年	月	日			
	年	月	日			
年	月	日				

賞罰	年	月	日	なし
	年	月	日	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> 行政処分等について記載する。 該当のない場合は「なし」と記載する。 </div>
	年	月	日	
	年	月	日	

記載要領

- 1 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 2 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。
- 3 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

未加入の場合は「なし」と記載する。

所 属 建 設 業 者 団 体

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日
〇〇〇 建設業協同組合	昭和54年 2月 1日
(一社)〇〇〇 建設業協会	〃 62年 1月 10日
(一社)〇〇〇 土木組合連合会	〃 62年 1月 10日

記載要領

「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

主 要 取 引 金 融 機 関 名

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関
<p style="color: red;">日本政策金融公庫 ○○支店</p>	<p style="color: red;">○○銀行 ○○支店</p>	<p style="color: red;">○○信用金庫 ○○支店</p>	<p style="color: red;">○○農業協同組合 ○○支所</p>

記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
 (例 ○○銀行○○支店)